

施策 2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる
取組項目 1 包括的な支援を推進する

[事業番号 15]

福祉・保健相談窓口でのアウトリーチ支援の充実

1 事業内容

子ども家庭支援センターの「要保護児童等見守り訪問」や、地域包括支援センターの「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」など、子どもから高齢者まで、アウトリーチにより利用者に寄り添った支援を行う。

医療や福祉サービスにつなぐアウトリーチを充実するため、保健相談所の地域精神保健相談員を増員する。

こども発達支援センターの支援員が、外出が困難な重度障害児の居宅を訪問し、療育を行う「居宅訪問型児童発達支援事業」と、幼稚園や保育園等を訪問し、障害児本人へのサポートや職員への助言を行う「保育所等訪問支援事業」を開始する。

2 令和 6 年度末目標

アウトリーチ支援充実

3 令和 3 年度の取組

【保健相談所の取組】

- ・ 地域精神保健相談員 8 名体制で保健師と連携し訪問支援を実施した。
- ・ 措置入院者等の退院後支援計画の作成、退院後の支援を実施した。

【こども発達支援センターの取組】

- ・ 令和 2 年度に開始した「保育所等訪問支援事業」について、令和 3 年度から対象者を、保育園や幼稚園等に通園する幼児のほかに、就学前からこども発達支援センターの保育所等訪問支援を利用している場合は就学後も継続利用を可能とした。

4 令和 4 年度の取組

【保健相談所の取組】

- ・ 地域の関係機関と連携し、医療や福祉サービスにつなげるため訪問支援を実施し、家族相談も継続して実施する。
- ・ 長期入院者や措置入院者の地域移行・地域定着の支援を実施する。

【こども発達支援センターの取組】

- ・利用者数の増加に対応し、取組を充実する。